

『消費税インボイス制度』 説明会のご案内

参加無料

令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」が導入されます。
適格請求書等保存方式では、税務署の登録を受けた「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」(インボイス)の保存が仕入税額控除の要件となります。

10月1日から適用を受けるためには、令和5年3月31日までに登録申請手続きを行う必要があります。

免税事業者だから関係ないと思っておられないか? 免税事業者であっても課税事業者と取引を行う場合、課税事業者となり適格請求書の発行が求められることがあります。

本説明会では、インボイス制度についてのポイントを分かりやすく解説いたします。

【日時】 令和4年9月26日(月) 18:00~19:30

【場所】 佐用町商工会館 2F 研修室

【講師】 相生税務署職員

【講座内容】
■インボイス制度の概要
■適格請求書発行事業者の義務等
■税額計算の方法等
■適格請求書の記載事項、留意点
■仕入税額控除の要件
■登録申請手続き etc.

【定員】 20名(先着順)

【申込方法】 9月20日(火)までに下記申込書に必要事項をご記入の上、佐用町商工会までお申し込み下さい。



..... [切り取らずにFAXして下さい]

『消費税インボイス制度』説明会 参加申込書

事業所名			
参加者名			
事業所住所	電話番号		
質問事項			

※ ご提供いただいた情報は、本説明会開催目的以外には使用いたしません。
また、受付済みの連絡や受付表の発行はしませんので、当日は直接会場へお越し下さい。

お問い合わせ先 佐用町商工会 TEL: 0790-82-2218 FAX: 0790-82-3386